

◀補助メニュー2▶ 既存住宅スマートハウス化補助金

対象	<p>築1年以上の既存住宅に創エネ・蓄エネ・省エネ機器を新たに設置する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●◀1▶のゼロエネルギーハウス等導入補助金との併用不可 ●申請より以前(町の事前確認より以前)に設置した場合は対象外 <p>●重点対策加速化補助金…要綱に記載されている要件を満たす場合に活用できます。</p> <p>主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国(国の委託先も含む)の補助金を活用することはできません。 ・太陽光発電について、自家消費率30%以上であること、FIT・FIP制度は使わないこと、売電時にJ-クレジットを発生させないこと。 ・蓄電池を太陽光発電と同時導入する場合は、設置費用を蓄電容量で割った金額が15.5万円/kWh以下のものが対象。 (設置費用は、機器・付属品及び工事に係る費用。税抜き) 		
補助額	8 太陽熱利用システム (注)強制循環型のみ	5万円	
	9 太陽光発電システム (重点対策加速化補助金) (注)県の「0円ソーラー事業」または「共同購入事業」を活用する場合	【4kWまで】12万円/kW +【4kWを超えた分】7万円/kW (千円未満は切捨て)	
		蓄電池を同時設置する場合	+設置費用(機器・工事)の1/3 (上限5万1千円/kWh) +5万円 (県の事業を活用する場合は7万円)
		HEMSを同時新設する場合	+設置費用(機器・工事)の2/3 +2万円
	10 太陽光発電システム (重点対策加速化補助金) (注)9以外	【4kWまで】8万5千円/kW +【4kWを超えた分】7万円/kW (千円未満は切捨て)	
蓄電池を同時設置する場合		+設置費用(機器・工事)の1/3 (上限5万1千円/kWh) +5万円 (県の事業を活用する場合は7万円)	
11 太陽光発電システム (重点対策加速化補助金対象外) (注)県の「0円ソーラー事業」または「共同購入事業」を活用する場合	5万円/kW(上限20万円) (千円未満は切捨て)		
	HEMSを同時新設する場合	+設置費用(機器・工事)の2/3 +2万円	

	12 太陽光発電システム (重点対策加速化補助金対象外) (注)11 以外	1 万 5 千円/kW(上限 6 万円) (千円未満は切捨て)
	13 エネファーム 〔家庭用燃料電池システム〕	5 万円
	14 蓄電池 〔定置用リチウムイオン電池〕 (注)県の「0円ソーラー事業」または 「共同購入事業」を活用する場合	7 万円
	15 蓄電池 〔定置用リチウムイオン電池〕 (注)14 以外	5 万円
	16 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	2 万円
	★加速化加算 (補助対象機器のうち 3 つを同時に設置 する場合に上乘せ)	+5 万円
	★EV 同時導入加算 (前年度または当該年度にゼロカーボン シティ創成補助制度(重点対策加速化 補助金)でEVを導入した場合)	+15 万円
補助 対象 者	以下の全てを充たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 町に住民登録を有し、1 年以上の居住実態があること ● 補助の対象住宅の所有権を有していること ● 申請日から起算して過去 3 年の間に同一内容の創エネ・蓄エネ・省エネ機器に係る町補助金を交付されていないこと ● 申請者本人及び同居者において、町が徴収する税または料の滞納がないこと ● 開成町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその営業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。 	
募集 期間	【申請】各年度 2 月 15 日まで(重点対策加速化補助金以外は各年度 3 月 15 日まで) (注)予算がなくなり次第受付終了 【完成】各年度 2 月末まで(重点対策加速化補助金以外は各年度 3 月末まで)	
申請 方法	補助金交付申請書(第 1 号様式)に必要書類(補助区分ごとに異なります。 要綱別表第 4 を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ推進班窓口にご持参ください(郵送不可)。手続きの代行者を指名することもできます。 ◎申請書を受理した後、町で現地確認(事前)を行います。	

請求方法	<p>町からの交付決定通知を受け取ったあと、設置工事を行ってください。</p> <p>↓</p> <p>工事完了後に環境課ゼロカーボンシティ推進班(Tel0465-84-0314)にその旨お知らせください。</p> <p>↓</p> <p>町による現地確認(事後)を実施しますので、その後補助金交付請求書(第15号様式)に必要な書類(補助区分ごとに異なります。要綱別表第5を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ推進班窓口にご持参ください(郵送不可。申請時に指名した手続代行者による提出可)。</p>
実績報告	<p>重点対策加速化補助金を活用された方は、太陽光発電設備稼働の日から1年後に月ごとの住宅のエネルギー使用量等について報告書を提出してください。</p> <p>(注)請求書(第15号様式)の受理日から起算して2年以内に報告書が提出されない場合は補助金を返納していただく可能性があります。</p>

★創エネ・省エネ・蓄エネ機器等とは

- a.太陽熱利用システム・・・太陽の熱エネルギーを集めて給湯または空調に利用するシステム
- b.太陽光発電システム・・・太陽電池を利用して電気を発生させるための設備やこれに付属する設備
- c.エネファーム(家庭用燃料電池システム)
 - ・・・都市ガスやLPガスから燃料を取り出して酸素と反応させて発電し、その排熱を利用し給湯するシステム
- d.蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電池)
 - ・・・再生可能エネルギーにより発電した電力等を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を活用するシステム
- e.家庭用エネルギー管理システム(HEMS) (注)モニターの実機がないものは補助対象外
 - ・・・電力使用量を計測するなどして、その数値が見える化したシステム